

日本古代における五方龍関係出土文字資料の史的背景

門田誠一

はじめに

木簡をはじめとした出土文字資料が近年の古代史研究を進展させてきたなかで、制度史や社会経済史的な内容他に呪術や祭祀的行為などの習俗や信仰の面で重要な知見が蓄積している。そのうち呪符木簡と呼ばれる類型は古代から近代までの出土例が知られ、呪いや祈りについて具体的な事実の一端が知られるようになった。

呪符木簡に関しては和田萃氏による精緻かつ体系的な研究があり、これに代表されるように語句の種類や解釈についても規範となる知見が示されるにいたっている。¹⁾近年では呪符木簡に「龍」字を含む例が知られており、これらについても次項でふれるように検討が行われつつある。「龍」字を含む古代の木簡のなかには、五つの色および方位を示す語と「龍」字が組み合わされた語句が記されており、ほぼ時期を同じくする漆紙文書にも同様の語句があることが知られている。

このような五つの色と方位などを組み合わせる考え方は中国古代に創始された五行思想との関係が想定されるが、後にふれるように「龍」との関連において、中国では五方龍あるいは五方龍王として、歴史学のみならず民俗的見地からも論及がなされている。²⁾

日本古代の木簡や漆紙文書にみえる「龍」字について、相互の関連を検討した論考は管見では多くない。そこで、本論では五つの方位と色彩を表す語が「龍」字と組み合わせられた語を中国の研究にならって五方龍と措定し、東アジア考古学を研究する立場から、これらの語とそれを含む文章について、その意味を検討してみたい。

一 五方龍に係する出土文字資料

考察に先立って、木簡および漆紙文書のなかで、五方龍および五方龍王に関する字句が記された事例をあげるとともに、それらが出土した遺跡と遺構について、本論に関わる範囲で概要を示し、次項以下での考察に資することとしたい。

管見の限りでは五つの方位またはそれらと関わる色彩と組み合わせさった典型的な五方龍に関する記載のある木簡や漆紙文書は以下の二例がある。³⁾

(1) 「赤龍」「黒龍」「白龍」所載漆紙文書(壇の越遺跡・宮城県加美町)⁴⁾

壇の越遺跡は大崎平野の西端に位置し、八世紀前半〜一〇世紀中頃の加美郡衙と考えられる東山官衙遺跡の南前面に展開する広大な遺跡で、加美郡衙の造営・維持に伴って展開した遺跡と考えられている。

壇の越遺跡では、これまで継続的に発掘調査が行われているが、そのなかでも平成一三・一四年度の両年に調査された34区で出土した漆紙文書に記された語句に「龍」字を含む語がみられる。この漆紙文書は34区の西側部分で検出された竪穴住居址(S1013)から出土した。この住居址は伴出した土器などから九世紀後半頃とみられている。漆紙文書は不整形な断片の状態で出土しており、接合した後、赤外線テレビカメラによる撮影で、両面に墨書があることがわかった。墨書文字の多く確認された側では「神」「神祠」「罪」「導」「赤龍」「白龍」「黒龍」などの語句が確認されている。このうち「赤龍」「白龍」「黒龍」報告書では陰陽道の五龍祭に関係すると記述されている。

(2) 「東方青龍王」「南方赤龍王」「西方白龍王」「下天黄龍王」記載木簡(梅野木前1遺跡・山形市)⁽⁵⁾

山形市梅野木前1遺跡で出土した木簡には両面に下記のような字句が記されていた。

東方青龍王 南方赤龍王 西方白龍王

下天黄龍王

□□

□□ □□ □□ □□

(天地逆)

(天亡カ)

梅野木前1遺跡は標高一五〇メートル前後の微微高地に位置する古墳時代前期から中世にかけての複合遺跡であ

「 」 (人物像)

これは大型の木簡で近接した位置から立てに二つに割られた状態で出土し、両面ともに損傷があるため、全文の釈読はされていない。また、五方の「神王」の文字のある面には、上下に二人の人物像が描かれている。形態的特徴としては左右両辺に上端から八センチメートルの位置に台形状の切り込みあり、何かに結びつけて用いられたと考えられている。

この木簡には「急々如律令」の語があることから呪符木簡とされるが、その祭祀の対象や内容については、いくつかの説があり、それについては次項で整理するが、「七里□□内□□送々打々急々如律令」の文章が、この呪符木簡の願目とされることから、「内」字の前後の釈字が、この木簡の意味をとるための鍵となる。

また、「龍王」の語を含む木簡としては、下記の二例の木簡が知られている。その一つは内匠日向周地遺跡(群馬県富岡市)の古代の河床礫面から出土した二点の木簡であり、ともに以下の語句が記されていた。

〔蛇カ〕

□□蛟□奉龍王

□□□蛇奉龍王

〔咄カ〕

これらの他に「□□□×鬼□□」の木簡が出土している。これら三点の木簡の年代は上層から出土した土器の

年代などから七世紀後半以降八世紀後半以前の年代幅に入ると考えられている。⁷⁾

もう一例は馳上遺跡(山形県米沢市)出土木簡であり、その文章は以下のとおりである。

□ (符籙) 鬼鬼鬼…□八龍王水八竜王草木万七千

□□龍王□□龍王…○□□□□□ (龍カ) □□八竜王

この木簡の出土した馳上遺跡は古墳時代から平安時代にいたる集落遺跡で、木簡は自然流路から出土した。木簡の年代は伴出した土器から九世紀頃とみられている。⁸⁾ この木簡の意味について、三上喜孝氏は龍王の語をもとに祈雨あるいは止雨のための呪符木簡であるとした。⁹⁾

五方龍木簡・漆紙文書と表記が関連し、比較検討すべき木簡として以上の資料を参考にして検討していくが、それに先だつて、これらの資料に関するこれまでの研究を瞥見し、現況の成果と課題を提示しておく。

二 五方龍木簡に関するこれまでの研究

五方龍に関係すると思われる木簡や漆紙文書などの文字のある考古資料と関連する文献記載については、次項に例を示すこととして、まず五方龍およびこれと関連する範囲で「龍」字を含む出土文字資料に関するこれまでの論及を示して、研究の現況を把握することにした。

「龍」字を含む語句が記された木簡に関する言及として、出土時期が古いものとして、一九八〇年代に報告さ

れた伊場遺跡(静岡県浜松市)出土木簡があり、「百愜呪符」で始まる文章とともに「人山龍」「弓龍神」などの語が記されていた。この木簡は全体の釈字と釈読が確定をみていないが、属性としては止雨祈願のための呪符とする説⁽¹⁰⁾と疾病除去とする説⁽¹¹⁾が示されている。

藤原京で出土した「大神龍王」「東方木神王」「南方火神王」「中央土神王」などの語が記された木簡について、和田萃氏が鳩摩羅什訳『孔雀王呪經』にみえる「東方大龍神王七里結界金剛宅」「南方大龍神王七里結界金剛宅」等の表現との類似を指摘し、この内容によって四方の龍王に対する雨乞いを行ったものと推定した⁽¹²⁾。

内匠日向周地遺跡(群馬県富岡市)で出土した「奉龍王」の語が記された木簡については、平川南氏が『常陸国風土記』の行方郡の条にみえる蛇体である夜刀神の説をふまえて、「天罡、蛟蛇、龍王に奉る」と解し、龍神の使いで谷戸(夜戸)の神である蛟蛇が水の枯渇または大雨による洪水を恐れて、水神である龍王に雨乞いまたは止雨を祈願した札であるとし、その他には谷戸開発にともなう犯土のさいに龍王に対して行った祭祀に関する木簡である可能性の両案を示した⁽¹³⁾。

壇の越遺跡(宮城県加美町)では「黒龍」「赤龍」などの語が記された漆紙文書が出土しており、これについて発掘調査報告書では、このような語は陰陽五行説に基づく五色(青・赤・黄・白・黒)に基づき、陰陽寮に所属する陰陽師が行った五龍祭と関連すると述べられている⁽¹⁴⁾。

梅ノ木前1遺跡の「東方青龍王」字を含む語句の記された木簡については、三上喜孝氏が他地域の出土例を参照して、「龍王」に関わる呪符木簡であり、全国的にも数例にすぎないことを指摘し、この木簡と類似する表現は家墓を安穩にすることを説いた偽経である『安墓經』などにみえることから、犯土に関わる祭祀に用いられたと推定し、このような経典に基づく儀礼が平安時代に東北地方まで広がっていたことの証左であるとみた⁽¹⁵⁾。ただ

し、三上氏も指摘しているように『安墓経』の記載には色彩と龍を組み合わせた語と五行説に関わる語とが記されていることを勘案して、次項以下に述べるように筆者は陰陽五行に関わる五方龍に関する語と考える。

以上のような五方龍および「龍」字を含む語が記された木簡と漆紙文書に関する研究史の整理によって、東北地方の二遺跡で出土している方位・色と龍字を含む五方龍および五方龍王の語が、その他の「龍」字文字資料とは語句そのものが異なることが明らかになった。そこで検討課題として未だ残されているのは、これらの五方龍関係の語の思想的淵源と出典の問題である。次項では、これらを検討することによって、五方龍木簡・漆紙文書の属性と史的意味を考察する前提条件を論じたい。

三 五方龍に関係する文献・経典

ここまでみてきたように五方龍関係出土文字資料は、梅野木前1遺跡出土木簡や壇の越漆紙文書の二例ではあるが、現状ではいずれも東北地方での出土であることが知られた。そして、これら双方にみえる特徴的な語句である「赤龍」「白龍」「黒龍」のように色彩を示す語と龍の語が組み合わせられた五方龍に関する語句に関して、前項でふれたように、壇の越遺跡の発掘調査報告書では、陰陽五行説に基づく五色(青・赤・黄・白・黒)に基づき、陰陽寮に所属する陰陽師が行った五龍祭と関連づける見方が示されている。後にふれるように日本の史料では『日本紀略』の延喜二年(九〇二)六月十七日条が五龍祭の初見であり、この後、頻繁に行われるようになったとされる。

五龍祭とは青龍・赤龍・黄龍・白龍・黒龍を祀る雨乞いの祭祀で、『新唐書』礼楽志吉礼に「春祭五方龍、籩

豆皆八、簠一、簠一、俎一」とみえ、また、『旧唐書』職官志書都省礼部に「司中、司命、風師、雨師、衆星、山林、川沢、五方龍祠等、及州県。社稷、釈奠為小祀」とあるように元来は中国に由来する祭祀である。

五龍祭のもとになったのは道教に由来する五方を司る龍王とされ、それは東方青帝・南方赤帝・西方白帝・北方黒帝と中央の黄帝の五方の龍王であつて、これらとともに東西南北の四海龍王が道教における主要な龍王とされる¹⁶⁾。このような五方龍王と四海龍王は魏晋代以降の仏教と道教の經典にみえ、仏典としてもつともはやくこの語がみえるのは東晋天竺三蔵帛尸梨蜜多羅の訳になる『仏説灌頂神呪經』第九卷の仏説灌頂召五方龍王撰疫毒神呪上品經であり、ここには「仏告阿難」すなわち仏が阿難に言うという仏典に定形的な文章のなかで、「東方青龍神王」「南方赤龍神王」「西方白龍王」「北方黒龍神王」「中央黄龍神王」について、それぞれに説明されている¹⁷⁾。また、道教經典では隋唐頃に成立したとされる『太上洞淵神呪經』龍王品(『正統道藏』第一〇冊)に「東方青龍神王」「南方赤龍神王」「西方白龍神王」「北方黒龍神王」「中央黄龍神王」の五方龍王に関する記載があるが、この經は東晋末期から劉宋初期にその最古層部が成立したとされ、その成立には他の道教經典と同様に仏典の影響が考えられている¹⁸⁾。

このように南北朝以前にさかのぼる初期の漢訳仏典や道教經典に五方龍の記載があることについては、これらにおいてはじめて出現したのではなく、魏晋から隋唐までには成立したとみられ、その淵源は儒教の經書にもとめることができる。

經書のなかで、五方龍のように五つの方位ごとに色をあてるのは『周礼』冬官考工記に画績という染色工匠の染色の事として、五色を雜(まじ)え、東方はこれを青といい、南方はこれを赤といい、西方はこれを白といい、北方はこれを黒といい、天はこれを玄といい、地はこれを黄という、とあり、これらは画工と彼らが用いた色を

指すとされている。⁽¹⁹⁾『儀礼』にも諸侯が天子と見える宮の造作がみえ、それは平面方形で各辺が三百歩あり、四門があつて、壇は十尋余りで深さは四尺、その上に方明を加え、方明は木であり、方四尺で六色を設け、それらは東方が青、南方が赤、西方が白、北方が黒、上が玄、下が黄であると述べられている。⁽²⁰⁾

いっぽう、聖王や神獸を配する考え方の淵源としては『淮南子』天文訓にみえる五星の記述があげられることが多い。これは、さまざまな異名をもっていた五星が五行思想と結びつき、木星・火星・土星・金星・水星の五遊星となり、これが方角・季節・神獸などと結びついたものである。本論に関わる方角と色では、東西南北と中央にそれぞれの要素を配したもので、東方は木であり、太皞帝がおり、その神は歳星で季節は春であり、神獸は蒼龍となる。以下、方角と神獸のみをあげると南方は朱鳥、中央は黄龍、西方は白虎、北方は玄武となる周知の方位神の基本が示されている。⁽²¹⁾

このような方位に関する要素のなかでも龍との対応は董仲舒の『春秋繁露』求雨篇には旱(ひでり)の場合に雨を求める際の具体的な方法が季節ごとに述べられており、そのなかには季節ごとに色の異なる大小の龍を作つて祭るという内容がある。すなわち、春は蒼龍を東に、夏は赤龍を南に、季夏は黄龍を中央に、秋は白龍を西に、冬は黒龍を北にそれぞれ配置するとされている。これは「五方龍招雨」の祭祀とされ、さきにふれた『仏説灌頂神呪経』や『太上洞淵神呪経』にみえる方位と色に関わる五方龍王と基本的に同じ要素をもち、この記載から前漢代から五方龍の信仰があつたとされている。⁽²²⁾

この「五方龍招雨」の祭祀が記されている『春秋繁露』については、董仲舒の作ではなく、後世の仮託とする見方もあるが、⁽²³⁾いっぽうで、すべてが董仲舒の手によるものではないとしても、後人が叙述することのできない内容を含んでおり、基本的には董仲舒の著作と見なして問題ないとみる説とがあり、⁽²⁴⁾現状では前者の疑義は克服

されたとみられることから、本論でも前漢代の著作とみる。⁽²⁵⁾

仏典を検索すると色彩の名とを龍王を組み合わせた語がみえるが、その例はさきふれた『仏説灌頂經』第九卷があり、その経名を『仏説灌頂召五方龍王撰疫毒神呪上品經』というように経書の五方龍の影響を受けていると考えられる。また、『仏説大孔雀呪王經』には「二黒龍王。二青龍王。二黄龍王。二赤色龍王。二白色龍王」の語がみえるが、管見では仏典で方角と色彩と龍王とを組み合わせた五方龍そのものがみえるのは『仏説灌頂經』のみである。しかしながら祈雨との関係も勘案するならば、奈良・平安時代の宮中の祈雨祭祀で読経された経典を悉皆的に調査した佐々木令信氏の統計的な研究を参照しても、『仏説灌頂經』は修された例がなく、この事実を踏まえると梅野木前1遺跡出土木簡や壇の越遺跡出土漆紙文書にみえる五方龍は仏典に依拠するとは考えにくく、中国古代思想による五方龍との関連が想定される。

いっぽう、上述の先秦時代に淵源をもち、隋唐代頃までに偽経から道教経典に取り込まれた五方龍の思想とは別に、平安時代には龍に関する祭祀が知られている。その典型は八大龍王の祭祀であって、類似する語句として木簡には「八龍王」の語がみえる。この語が記された木簡としては、すでにふれたように馳上遺跡出土木簡があり、符籙と「八龍王」の語などから呪符木簡と考えられている。

「八龍王」の語は諸経典にみえるが、典型的な出典として『法華經』第一卷「序品第一」にみえる靈鷲山には十六羅漢をはじめに、諸天・諸菩薩と共に釈迦の眷属として、難陀龍王・跋難陀龍王・娑伽羅龍王(娑竭羅龍王)・和修吉龍王・徳叉迦龍王・阿那婆達多龍王・摩那斯龍王・優鉢羅龍王の八龍王がいとされ、通称としては八大龍王と呼ばれており、仏教の八部衆の一つとされる。⁽²⁶⁾

八龍王は八大龍王として、祈雨の祭祀に関係することは、周知のとおりであるが、馳上遺跡出土木簡にも「八

龍王水」とあり、脈絡のある文章ではないが、八龍王が水または水を対象とする祭祀と何らかのつながりがあったことは推定しうる。ただし、八龍王の語が仏典に依拠すると仮定して、同様に「草木万七千」の語を検索しても、この組み合わせの語は仏典では知られない。また、「草木」を含む語は主な道教経典にもみあたらず、現状で出典は不明とするほかはない。

仏教語としての「草木」は草木悉皆成仏あるいは山川草木悉皆成仏などの語として用いられるように、非情すなわち心を有しないものの象徴、あるいは万物の意味で用いられ、これらでさえ成仏の相を顕すことをいい、非情成仏、無情成仏とも言われる。この考えの基本になる思惟は『摩訶止観』等にみられるとされるが、独立した語句としての「草木成仏」は三論宗の吉蔵(五四九—六二三)が『大乘玄論』で草木土石などの精神性をもたないものの成仏、つまり、非情成仏一般を説くなかで用いたとされる²⁹⁾。

「草木」の語には、このような用法はあるものの、馳上遺跡出土木簡では「八龍王」と「水」の語がみられることから、この木簡の語が祈雨・請雨に関係すると仮定するならば同時代に祈雨に際して読経された経典との関連が想定される。

平安時代の宮中における祈雨のための読経については、これまで研究が多い。そのうち、天長四年(八二七)から寛治二年(一〇八八)までの『続日本紀』以降の正史や『日本紀略』、公家の日記などの古記録にみえる祈雨にともなう五三件の読経の記載について、佐々木氏による読経ないし転読された経典の統計的な検討を再度参照すると、経典が不明な場合以外では、『大般若経』が圧倒的に多く二九件にのぼり、ついで『仁王経』が七件、『観音経』が四件であり、天曆二年(九四九)頃から後は『仁王経』が読誦、転読されることが多くなり、祈雨のために仁王会が行われたという傾向が示されている³⁰⁾。これらの経典には馳上遺跡出土木簡に知れされた「草木

「万七千」の語句のなかの「草木」の語が『大般若経』では一四度にわたって現れ、『仁王経』にも七回にわたってみえている。おなじく「万七千」を含む語は『大般若経』では「三万七千那由波斯迦」「誦法華経三万七千部」などの語がみえる。いっぽう、『仁王経』には「万七千」の語は現れない。

また、これら宮中における祈雨とは別に平安時代末頃からは神泉苑において請雨経法が行われた。これは雨乞いのほか洪水の時の止雨ひいては天変地異を防ぐための護国修法とされる。祈雨修法に関する記録である『祈雨日記』『祈雨法記』などによると、修法に際して読経されたのは『孔雀経』や『大雲経』と呼ばれる類の經典であり、これらにもとづく請雨経法によって行われている。

とくに平安時代末の一世紀後半になると雨僧正と呼ばれた仁海が出て、その創始が空海に仮託された祈雨儀礼である請雨経法が行われる。このような請雨経法に際しては『大雲経』請雨品、『大方等大雲経』請雨品、隋・那連提耶舍訳『大雲輪請雨経』、唐・不空訳『大雲輪請雨経』の四種が請雨経とされ、このほかに不空訳の『大雲輪請雨経』の付巻とされる『大雲経祈雨壇法』を付加する場合もある。

このような出典論的検討から、『大雲経』の一つである北周の天竺三蔵闍那耶舍訳『大方等大雲経』請雨品にも、一箇所ではあるが「草木」の語がみえる。これを含めた『大雲経』が請雨のために転読される初見は次項でふれるように『日本書紀』皇極天皇元年(六四二)であるが、すでにふれたように請雨経法として盛行をみるのは一世紀頃とされ、馳上遺跡出土木簡より大幅に時期が遅れる。

以上のような出典論的検討から、馳上遺跡出土木簡の「八龍王水八龍王草木万七千」の「八龍王」と「水」の語を重視したうえで、「草木万七千」の語に着目して祈雨の内容を想定するならば、平安時代を通じて祈雨に際して、読誦または転読された經典のなかでは『大般若経』に関係する語がみえ、依拠經典の一つである可能性を

想定することができる。

以上のように東北地方の平安時代の木簡や漆紙文書にみえる五方龍の語の背景と典拠について関連する木簡も含めて考察した。

四 五方龍木簡と地方における中国古典の認識

これまで五方龍および五方龍王の語の記された木簡や漆紙文書との関連が想定されてきた五龍祭に関しては、すでにふれたように『日本紀略』延喜二年(九〇二)六月十七日条が初見とされ、「祈雨山陵使。同日、五龍祭。同於十社読経。又於十五大寺、延暦寺読経」とあるのが初見とされる。ここではさまざま祈雨法があげられたなかで五龍祭の語がみえるだけであるが、『扶桑略記』の裏書には延喜二年(九〇二)六月十七日条には「陰陽寮を召して、明日より乾方において五龍祭を勤むべきの由、仰せられんぬ」とあり、陰陽寮によって実施されていたことがわかる。この後、五龍祭は平安時代を通じて行われることになり、陰陽寮から陰陽師による実施の記載がみられるようになる。すなわち、『禁秘抄』に「陰陽師五龍祭に奉仕す。或いは神泉において、これを祀る」とあることから、五龍祭は陰陽師によって行われたことがわかる。その実態はたとえば『御道関白記』の寛弘元年(一〇四〇)七月十四日の条には「十四日、丙申。終日陰る。時々微雨下る。夜に入りて、大雨有り。右頭中将、仰せて云はく、晴明朝臣、五龍祭を奉仕するに、感有り、被物を賜ふ、と云(々)。早く賜ふべきなり。雷声小さきなり」とみえ、陰陽師としてあまねく知られる安倍晴明が五龍祭に奉仕した後に被き物を賜っていることから知られる。

時期が下り、一〇世紀代後半には陰陽師個人の名がみえるようになる。その初見は『祈雨日記』の応和三年（九六三）七月三十日の条に「重奉幣丹生貴舟、同日以天文博士保憲被修五龍祭」とあり、ここには天文博士であった加茂保憲の名がみえる。この後も、文道光・安倍吉平・安倍晴明・賀茂道言・賀茂道時などの執行者である陰陽師の名前がみえるようになる。このように五龍祭の執行者が陰陽寮から陰陽師へと変化していくことは、陰陽師の個人的な資質によるべき祭祀行為へと変質していったことを示すと考えられている。³¹⁾

いっぽう、五龍祭の行われた場所は、初期には北山などもあったが、寛仁二年（一〇一八）以降は、ほぼ神泉苑に固定される。神泉苑での五龍祭の初現は、すでにみたように延喜二年（九〇二）六月十七日であるが、請雨経法とあわせて祈雨祭として最後に行われるのは『水左記』にみえる永保二年（一〇八二）九日とされるが、³²⁾ その後も管見では仁治元年（一二四〇）七月三日にも五龍祭が行われており、³³⁾ 少なくとも五龍祭そのものは鎌倉時代には行われていたことが知られる。いづれにしろ、陰陽寮や陰陽師の行った五龍祭は一〇世紀から一一世紀にかけて盛行し、密教の請雨経法とともに行われていたことがわかる。

これに対し、五方龍に関する語が記載された出土文字資料の年代は、梅の木前1遺跡出土木簡が八世紀末から九世紀中葉頃とされ、壇の越遺跡出土漆紙文書は九世紀後半とされており、いづれも京師における五龍祭の盛行より時期が遡る。

五龍祭と五方龍および龍に関係する出土文字資料とのかねあいについては、梅野木前1遺跡や馳上遺跡出土の木簡に関して、出羽国に陰陽師が置かれたのは嘉祥三年（八五〇）であるが、陰陽師が不在であっても、それ以前から陰陽道の祭祀が行われた証左とする見方が示されている。³⁴⁾

ここでいう出羽国への陰陽師の赴置とは、『文徳天皇実録』巻一の嘉祥三年（八五〇）六月甲戌廿八日にみえる

以下の記録である。

甲戌。出羽国奏言。境接夷落。動爲風塵。至有嫌疑。必資占驗。請省史生一員。置陰陽師一員。許之。

すなわち、出羽国は蝦夷の村と境を接し、兵乱をなす動きがあり、その嫌疑があるにいたり、必ず占驗を資すべきであるとし、中務省に史生一員と陰陽師一員を置くことを請い、これが許された、という内容である。

五方龍関係文字資料が出土した遺跡の属性については、壇の越遺跡は八世紀後半から九世紀前半を中心とし、門・築地塀・櫓状施設・大溝からなる大規模な区画施設で、近接する東山官衙遺跡と関連した地方官衙遺跡と考えられている。そして、研究史の項でふれたように壇の越遺跡の報告書では漆紙文書にみえる五龍祭に関係する語句の存在によって、当該資料の所屬時期である九世紀後半には陸奥国に陰陽道関係の典籍が将来された可能性を想定している。ただし、五方龍に関係する木簡の出土した梅野木前1遺跡は集落址と考えられており、たんに官衙またはその関連遺跡だけで行われたとは断じられない。

いっぽう、五方の色彩と組みあわされた五方龍と関連する經典は、研究史の項でふれた『孔雀王呪経』や五方龍の依拠經典とされる『仏説灌頂神呪経』および請雨経とれざる『大雲経』の類をあげた。ただし、祈雨との関係を想定するならば、すでにみたように請雨経法として神泉苑で読誦されるのは一一世紀頃からとされるから、九世紀後半以前の五方龍木簡と直接の関係を想定することはむずかしい。

さかのぼって、古代史料における、『大雲経』の初見は『日本書紀』皇極天皇元年(六四二)秋七月条であり、そこには前月から続いた日照りに対して、戊寅の日(二五日)には、牛馬を殺して村々の呪者の言うがままに牛馬

を殺したり、諸神を祀ったり、市場を他の場所に移して雨乞いを行なったが効果がなく、庚辰の日(二七日)には大臣の蘇我蝦夷が百濟大寺の南庭に菩薩像と四天王像を飾って、僧に『大雲經』などを讀ませ、蝦夷自ら香炉に香を焚いて雨乞いをしたが、わずかに小雨がぱらついた程度で、ほとんど効果がなかった、とある。³⁸⁾

さらに、八月に入ると皇極天皇が南淵の川上に向いて、跪いて四方を拝すると、雷が鳴って大雨が降り出し、雨は五日も降り続いたため、天下の百姓たちは「至徳天皇」と称えた³⁷⁾とあり、蘇我蝦夷が読経をさせた記載は、この内容の前提として記されている。この記事に関しては、皇極天皇の巫女的な属性が指摘されるとともに、祈雨に事寄せて、中国的・仏教的・在来的の順に思想または文化要素としての優劣を顕現させるとともに、天皇の在来的の神権を強調しつつ、儒教的な天子観によって天皇を権威づけていると解される。³⁹⁾

この皇極元年の記載は祈雨に際する読経の史料上の初見となっている。ここにみえる『大雲經』を隋・那連提耶舍訳の『大雲輪請雨經』とみて、この經にみえる請雨法には道場(祭場)の中央に壇を作り、高座を設けて、その東西南北の四方に牛糞で龍王を描き、道場の四門には各々一大妙香炉を置いて、種々の香を焚き、諸龍王の前には散華焼香を絶えさせないようにする、などの記載があることから、祈雨に際してこの經が読誦されるにあたって、蘇我蝦夷自ら香炉に香を焚いたとあるのは『大雲經』の請雨法にみえる焼香を示すものとする説がある。⁴⁰⁾

この見方のように皇極天皇元年すなわち七世紀半ばに、すでに『大雲經』による請雨法が行われていたかどうかを証することは難しいが、当時すでに北周代または隋代の訳になる『大雲經』が知られていたことまでを否定する事由はない。

ただし、神泉苑で行われた『大雲輪請雨經』などに基づいた請雨法を記録した図によると、修法に際して、壇を築いたり、曼荼羅を掛けており、そのなかには五方龍の曼荼羅があったらしいが、⁴¹⁾文言としては方角と色を

組み合わせた龍王の名はみえないことから、これを直接の典拠とすることはできない。むしろ、五方龍の淵源および具体的記載はすでにみたように経書やその解説書および『淮南子』などの中国古典にみえるのであって、梅野木1遺跡出土木簡や壇の越遺跡出土漆紙文書にみえる方角と色と龍王を組み合わせた語句は、仏典ではなく中国古典を背景として表記された可能性がたかい。

いっぽう壇の越遺跡出土漆紙文書の色と組み合わされた龍の語については、中国に由来し、我が国では陰陽道祭祀として行われた五龍祭に関連するという説があることはすでにみた。ただし、唐代に五龍祭が行われたことについては、先述のとおり史料にみえるが、五龍祭そのものの具体的な実施内容については不明とするほかはない。また、陰陽道の五龍祭についても具体的には不明な点が多い。

これらを勘案しつつ、梅野木前1遺跡出土木簡および壇の越遺跡出土漆紙みえる方角・色・龍字の組み合わせられた語の系譜を検討するならば、双方ともに嘉祥三年(八五〇)にみえる出羽国への陰陽師派遣以前であるのみならず、平安京における五龍祭の初見である延喜二年(九〇二)よりも時期的にさかのぼることと、前者が五方龍、後者が五方龍王に関する語を記していることから、現状では陰陽道の五龍祭そのものの痕跡とするよりは、中国古典に系譜がもとめられる五方龍に由来する語とするのが穏当であろう。

このような経書に由来する五方龍と対照的なものが、『法華経』を典型的な出典とする「八龍王」の語が記された木簡であり、地域と時期を同じくする馳上遺跡から出土している。これらの両者から、当該時期に東北地方において、中国古典と仏典に基づく、それぞれ系譜を異にする龍を含む語およびその知識が流布していたことが推測される。

最後に地方とくに東北地域で出土する木簡や漆紙文書などの五方龍関係文字資料の属性と意味について整理し

ておくと、前提として地方における伝典や経書の流布があり、さきにふれた『文徳天皇実録』嘉祥三年（八五〇）にみえる出羽国への陰陽師派遣の要請以前に五方龍関係の木簡が出土していることも状況の一端を示しており、古代の東北地方において、五方龍木簡や漆紙文書に現れているような在地における祭祀や占驗・占術の実態があり、その上で正式な陰陽師の配置を求めたのであろう。

すなわち、平安京で陰陽道祭祀の五龍祭や伝典にもとづく祈雨法が盛行する以前に、東北地方では中国古典に由来する五行思想に基づく五方龍に関する思想が認知されており、それによって五方龍に關係する祭祀の一端が、木簡や漆紙文書に語句として記されたと考えられる。

まとめ

本論では平安時代の木簡・漆紙文書にみえる五つの方角と色彩に関わる龍の語について、主な例をあげ、中国時代の経書に由来する五方龍と関連することを論じた。関連する範囲で龍字を含む木簡等も参照し、伝典等との出典論的検討を行った。その結果、東北地方で出土している五方龍王の語を含む五方龍関係の語は陰陽道の五龍祭そのものよりは経書やその解説書および『淮南子』などの中国古典に由来すると考えた。また、先行研究をうけつつ、五方龍とは別に龍を含む語には伝典を典拠とするものがあることも論じた。そして、五方龍関係の語句が記された木簡や漆紙文書と伝典由来の龍を含む語が出土している東北地方では、文献にみえる陰陽師の派遣に先立って中国古典と伝典の内容が認識されており、それによって五方龍に關係する祭祀の一端が木簡や漆紙文書に語句として記されたと考えた。

本論では東アジア考古学の視点もあわせた見地から、木簡や漆紙文書にみえる語のなかでも、これまであまりふれられることのなかった五方龍および五方龍王の語について基礎的な考察を行った。木簡研究の門外からの一見解ではあるが、専門各位の識見をえて、あらたな視野を拓きたく思う。

(1) 和田萃「呪符木簡の系譜」『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』（塙書房、一九九五年）

(2) 関祥鵬「五方龍王与四海龍王的源流」『民俗研究』二〇〇八年第三期（中国語文献）

宋晶「武当五龍宮龍神崇拜初探」〔鄖陽師範高等專科學校學報〕二八一—二（中国語文献）

なお、本論では五つの方向と色彩に関係した龍の概念に関する包括的な呼称として五方龍を用い、そのなかでの個別具体的の名称として五方龍王を用いた。

(3) 以下の木簡の表記については『木簡研究』および奈良文化財研究所の木簡データベースの凡例に準拠した。

(4) 宮城県教育委員会編『壇の越遺跡ほか』（宮城県教育委員会、二〇〇五年）

(5) 山形市教育委員会編『梅野木前1遺跡発掘調査報告書・FM山形嶋店新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査』（山形市教育委員会、二〇〇七年）

須藤英之「山形・梅野木前1遺跡」『木簡研究』三〇、二〇〇八年）

(6) 露口昌広・橋本義則「奈良・藤原京跡右京九条四坊」『木簡研究』一六、一九九四年）

(7) これらの木簡に関する事実関係および釈字は下記の文献によった。

平川南三「呪符木簡(1)「龍王」呪符」群馬県富岡市内匠日向周地遺跡『古代地方木簡の研究』吉川弘文館二〇〇三年）

〔初出は一九九五年〕

津金澤吉茂「群馬・内匠日向周地遺跡」『木簡研究』一四、一九九二年）

(8) 須賀井新人「山形・馳上遺跡」『木簡研究』二三、二〇〇一年）

- 山形県埋蔵文化財センター編『馳上遺跡発掘調査報告書』（山形県埋蔵文化財センター、二〇〇二年）
- (9) 三上喜孝「米沢市馳上遺跡出土木簡」山形県埋蔵文化財センター編『馳上遺跡発掘調査報告書』（前掲注8）
- (10) 芝田文雄「百怪呪符」竹内理三編『伊場木簡の研究』（東京堂出版、一九八一年）
- (11) 和田萃「呪符木簡の系譜」（前掲注1）
- (12) 和田萃「南山の九頭龍」大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質 古代・中世』（思文閣出版、一九九七年）
- (13) 平川南「三 呪符木簡（1）」龍王「呪符」群馬県富岡市内匠日向周地遺跡『古代地方木簡の研究』（前掲注4）
- (14) 宮城県教育委員会編『壇の越遺跡ほか』（宮城県教育委員会、二〇〇五年）
- (15) 三上喜孝「山形市梅野木前1遺跡出土木簡」山形市教育委員会編『梅野木前1遺跡発掘調査報告書』F M山形嶋店新築工事に伴う埋蔵文化財発掘調査』（山形市教育委員会、二〇〇七年）
- (16) 関祥鵬「五方龍王与四海龍王の源流」（前掲注2）
- (17) 仏説灌頂神呪経 卷第九（大正新脩大藏経 第二一卷五二一～二三三頁）
- (18) 大淵忍爾「同淵神呪経の成立」『同淵神呪経の内容に関する研究』『道教史の研究』（岡山大学共済会書籍部、一九六四年）
- 菊池章太「同淵神呪経の成立」『神呪経研究—六朝道教における救済思想の形成』（研文出版、二〇〇九年）
- (19) 『周礼』冬官考工記
画纁之事、雜五色。東方謂之青、南方謂之赤、西方謂之白、北方謂之黑、天謂之玄、地謂之黃。
- (20) 『儀礼』覲礼第十
諸侯覲于天子、為宮方三百步、四門、壇十有尋、深四尺、加方明于其上。方明者木也。方四尺、設六色、東方青、南方赤、西方白、北方黑、上玄、下黃。
- (21) 『淮南子』天文訓
何謂五星。東方木也、其帝太暉、其佐句芒、執規而治春、其神為歲星、其獸蒼龍、其音角、其日甲乙。南方火也。其帝炎帝、其佐朱明、執衡而治夏、其神為熒惑、其獸朱鳥、其音征、其日丙丁。中央土也、其帝黃帝、其佐后土、執繩而制四方、其神為鎮星、其獸黃龍、其音宮、其日戊己。西方金也、其帝少昊、其佐蓐收、執矩而治秋；其神為太白、其獸

白虎、其音商、其日庚辛。北方水也、其帝顓頊、其佐玄冥、執權而治冬、其神為辰星、其獸玄武、其音羽、其日壬癸。

(22) 関吉祥「五方龍王与四海龍王的源流」(『民俗研究』二〇〇八年第三期)〔中国文〕

宋晶「武当五龍宮龍神崇拜初探」(『鄖陽師範高等專科學校學報』二八一、二二〇八年)〔中国文〕

(23) 慶松光雄「春秋繁露五行諸篇偽作考・董仲舒の陰陽・五行説との関連に於て」(『金沢大学法文学部論集・哲学史学編』六、一九五九年)

(24) 『四庫全書總目提要』經部卷一九「春秋繁露」の項。

二階堂善弘「春秋繁露直解」について」(『茨城大学人文学部紀要・コミュニケーション学科論集』九、二〇〇一年)

(25) 齋木哲郎「漢初の天人合一思想とその系譜」(『待兼山論叢』一四、一九八〇年)の注(一)にこの間の学史的経緯が簡明に記されている。

(26) 『仏説大孔雀呪王經』卷中(『大正新脩大藏經』第一九卷四七〇頁下段)

(27) 佐々木令信「古代における祈雨と仏教―宮中御説經をめぐって―」(『大谷学報』五〇―二、一九七〇年)

(28) 金岡秀友・柳川啓一監修『仏教文化事典』(佼成出版社、一九八九年)六六―八頁

(29) 白土わか「草木成仏説について―その形成と展開」(『仏教学セミナー』六八、一九九八年)

渡辺喜勝「草木成仏論の形成と意義」(『印度学宗教学会論集』二七、二〇〇〇年)

(30) 佐々木令信「古代における祈雨と仏教―宮中御説經をめぐって―」(前掲注27)

(31) 藪元晶「雨乞い儀礼の成立と展開」(『岩田書院』二〇〇二年)八一―九一頁

(32) 藪元晶「雨乞い儀礼の成立と展開」(前掲注30)

「京都災害年表」(『京都歴史災害研究』六、二〇〇六年)などによる。

『水左記』永保二年七月二十日(増補史料大成八)

始自今日三ヶ日、陰陽頭道言於神泉苑奉仕五龍御祭云々、請雨經御修法之時又有此祭、是前例云々。

ただし、五龍祭そのものは一二世紀になっても行われ、たとえば『殿略』では「天永三年七月小一日、丙辰、天晴、午剋許夕立、五龍祭験敷」として、天永三年(一一二二)にも行われたことが記されている。

(33) 『百練抄』第十四

(仁治元年)七月三日乙丑、被行五龍祭。依炎旱也。

(34) 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館編『平安初頭の南出羽考古学…官衙とその周辺』(山形県立うきたむ風土記の丘

考古資料館、二〇一〇年)

(35) 宮城県教育委員会編『壇の越遺跡ほか』(前掲注4)

(36) 『日本書紀』皇極天皇元年秋七月

戊寅群臣相謂之曰随村々祝部所教或殺牛馬祭諸社神。或頻移市。或禱河伯既無所効。蘇我大臣報曰可於寺寺転読大乘經典、悔過如仏所訟敬而祈雨。庚辰於大寺南庭嚴仏菩薩像与四天王像屈請衆僧読大雲經等。于時蘇我大臣手執香鑪燒香發願。辛巳微雨。壬午不能祈雨故停読経。

(37) 『日本書紀』皇極天皇元年

八月甲申朔、天皇幸南淵河上跪拜四方仰天而祈。即雷大雨遂雨五日、溥潤天下。是天下百姓俱称万歳曰至德天皇

(38) 和田萃「古代の祭祀と政治」岸俊男編『まつりごとの展開』日本の古代七(中央公論社、一九八六年)

(39) 笠井昌明「『皇極紀』元年条の祈雨記事をめぐって」(『キリスト教社会問題研究』三七、一九八九年)

(40) 青木紀元「祝詞古伝承の研究」(国書刊行会、一九八五年)二八一～二頁

(41) 真鍋俊照「請雨経法とその図像儀軌の伝承について…新史料「定真本」周辺の一考察」(『印度学仏教学研究』一八一～二、一九七〇年)

ステイーベン・トレンソン「神泉苑における真言密教祈雨法の歴史と善如竜王の伝説」(『アジア遊学』七九、二〇〇五年)

付記

本稿は科学研究費補助金(基盤研究C)課題番号二一五二〇七七七「出土文字資料の古典論的方法による古代信仰展開様相の研究」(平成二一～二五年度)による平成二三年度の研究成果の一部である。